

# 学校いじめ防止基本方針の意義

## —東京都 X 区立小中学校における策定状況からの考察—

佐藤春花

### Significance of the School Anti-Bullying Policy: A Study on the Contents of the School Anti-Bullying Policy of the Public Elementary and Junior High Schools in X-Ward Tokyo

Haruka SATO

Under the Anti-Bullying Promotion Act, each school is required to formulate its own school anti-bullying policy. This phenomenon is considered as “legalization” and “standardization” of educational issues initiated by the central government. This paper examines the significance of school anti-bullying policy at a school level, clarifying whether the content of each school policy is formulated according to the actual situation of each school.

From the analysis of the texts of the school anti-bullying policies and from the interview survey, in public elementary and junior high schools in X-ward, Tokyo, it became clear that the content of each policy is not necessarily in accordance with the actual situation of each school.

#### 目次

#### 1. 問題設定

##### 1-1. 問題の所在

##### 1-2. 先行研究の概要と本研究の問い

#### 2. 調査方法

##### 2-1. 計量テキスト分析

##### 2-1-1. 対応分析

##### 2-1-2. 特徴語の抽出

##### 2-2. 管理職及び教員へのインタビュー調査

#### 3. 結果

##### 3-1. 計量テキスト分析

##### 3-1-1. 対応分析

##### 3-1-2. 特徴語の抽出

##### 3-1-3. まとめ

##### 3-2. 管理職および教員へのインタビュー調査

##### 3-2-1. 「実情に応じ」た基本方針が策定されている

か

##### 3-2-2. C 中学校における基本方針の活用と意義

#### 4. 結論

##### 4-1. 「実情に応じ」た基本方針が策定されているか

##### 4-2. 本研究の示唆

#### 5. 結語

#### 1. 問題設定

##### 1-1. 問題の所在

生徒の危機や重大事態に際して、生徒を守り、「適切な対応」を行うにはどのような制度設計が必要だろうか。学校の制度は主として法令や、それに基づく文部科学省の方針等によって規定され、それらを踏まえた上で学校はその体制や制度を決定している。例えば学校のカリキュラムは、学習指導要領に基づきながら、学校が教育課程を編成し、評価見直しを図るカリキュラム・マネジメントを行い、決定している。

また学校の危機管理体制については、学校保健安全法に基づき、文部科学省や多くの教育委員会は事例ごとの、あるいは全般的なマニュアルを作成するなどして、学校の対応を規定している。

学校で生徒に起こる危機・重大事態のひとつとしていじめ問題がある。学校現場におけるいじめへの対応は、歴史上幾度も問題になってきたが、特に2011年に大津市で起きたいじめ自殺事件において、学校や教育委員会の対応の杜撰さが大きく世間の注目を浴びた。従来学校や教員の裁量に大きく委ねられていたいじめ対応は、この事件の反省から、国全体での制度化が要請され、2013年には「いじめ防止対策推進法」が制定され、学校におけるいじめ及びそれに係る重大事態への対処について学校や行政の責務が規定されるようになった。同法第13条には「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」とあり、学校は「その学校の実情に応じ」た学校いじめ防止基本方針（以下、基本方針とする。）を定めることが義務づけられた。2015年度末にはほぼ全ての学校で基本方針の策定が達成された<sup>1)</sup>。

このいじめ防止対策推進法に基づくいじめ対策について青木・茜谷（2014）は、近年になって「教師がその専門性によって判断すべき教育内容を、法律によって枠組みが決定される傾向が強まった」ことを指摘している。荒井（2014）は、「各学校レベルに常設のいじめ対策組織の設置と学校いじめ防止基本方針の策定を義務づけることで、結果として説明責任に留まらず結果責任をも担わせるガバナンス構造が構築された」とし、「教育現場の取組の「規格化」に寄与し、中央政府が間接的に教育現場を統治するシステムとして今後機能していくことになり得る」と述べている。国の法律・方針に基づき学校ごとに個別で基本方針を作成させることは、各学校の対応の規格を統一した上で、その結果責任を学校に負わせる間接的な統治システムとして機能し得る。ただし、学校において基本方針がどのように作成され、どのような認識の基に運用されているのかの実態は明らかにされていない。本稿では、学校の視点から、「学校

の実情に応じ」て個別に作られる学校いじめ防止基本方針が持つ意義について、その策定状況を明らかにした上で考察する。

## 1-2. 先行研究の概要と本研究の問い

「学校いじめ防止基本方針」に関する事例研究としては以下が挙げられる。

基本方針の取組の達成状況については八戸市の事例を佐藤（2017）が、基本方針策定後の変化と課題について一中学校の事例を青木・茜谷（2014）が紹介し、いじめ対策の取組が基本方針に則って強化されている事例が示されている。また国立教育政策研究所（2017）も一中学校区で一斉に方針の策定と改善に取り組むことによって未然防止効果が達成されたことを実証している。

吉田（2015a；2015b；2016；2017）は沖縄県や群馬県前橋市など特定の地域の学校を対象として基本方針の策定状況に関して、独自のチェックシートを用いた分析を行っている。ここでは文部科学省の定める「いじめ防止基本方針」の内容と照らして、対象地域の学校の基本方針には内容が不足していることが示されている。

基本方針を学校が策定することによるいじめ対策の取組強化の事例が見られる一方で、策定内容に関する課題が見受けられる。策定内容については、吉田（2015a；2015b；2016；2017）は国の基本方針を「参酌し」ているかという観点から学校の方針の不足を指摘し、問題視している。しかしながら、内容について「実情に応じ」て策定される学校ごとの個別性に着目しての分析は行われていない。

本調査では、東京都 X 区の公立小中学校を対象として、その策定内容の分析を行い、「(1) 学校ごとに内容の差が見られるか」をまず明らかにした後、学校独自の内容を策定している学校について、それが「(2) 「学校の実情に応じ」て策定されているのか」、作成背景や運用について明らかにする。その上で、学校いじめ防止基本方針の学校における意義についてインタビュー調査の結果をもとに考察を行う。

## 2. 調査方法

## 学校いじめ防止基本方針の意義

東京都 X 区立小中学校全 30 校（小学校 20 校、中学校 10 校）のうち学校いじめ防止基本方針をインターネット上で公開している 29 校（小学校 19 校、中学校 10 校）について、計量テキスト分析を行った。

その後、テキスト分析の結果に独自性のある基本方針を定めていた学校を対象として、基本方針の独自性の生まれた背景や、基本方針の学校における意義についてインタビュー調査を行った。

### 2-1. 計量テキスト分析

29 校の学校いじめ防止基本方針をテキストデータ化し、計量テキスト分析のフリーソフトウェアである KH Coder を使用して対応分析と特徴語の抽出を行い、学校ごとの基本方針にどのような差が見られるかを語の出現の傾向から計量的に分析した<sup>2</sup>。テキストデータ化する際には、本文のほか、挿入されている資料や図表中の語についてもテキスト化可能な文字列は全て入力した。なお、各学校名と区名はアルファベットに変換し、匿名化して表示している。

#### 2-1-1. 対応分析

各学校の基本方針の内容の異同を表すために、対応分析を行った。

対応分析においては、文章中の出現における相関関係が高い語同士が近い位置にその語が配置される。図における語の距離の近いほど、同じ文章中で一緒に使われる傾向が強いことがわかる。また、外部変数（本分析では学校名）ごとに特徴的な語が、原点から向かって外部変数の位置する方向に配置される。外部変数についても、使用されている語の出現傾向から類似している変数が近くに付置される。原点に近づくほど、全体的に使用されていて外部変数ごとの特徴を示さない語であり、原点から外部変数の方向に遠く位置しているほどその外部変数に対して特徴的に使用される語であると言える。各学校名と語の位置関係を見ることで、どの語がどの学校に特徴的なのかを知ることができ、各学校の基本方針の特徴を語の出現の傾向によってわかりやすく図示することができる。

#### 2-1-2. 特徴語の抽出

Jaccard 係数の値が大きく、各基本方針に特徴的と言える「特徴語」を抽出した。Jaccard 係数は 2 つの集合の類似度を表す指標であり、0 から 1 の間の値を取る。以下の式によって算出される。

$$\frac{\{\text{ある文書中の文}\} \cap \{\text{全文書中語 } x \text{ を含む文}\} \text{ の数}}{\{\text{ある文書中の文}\} \cup \{\text{全文書中語 } x \text{ を含む文}\} \text{ の数}}$$

Jaccard 係数は、各語がそれぞれの文書（ここでは各学校の基本方針）において語 x がどの程度「特徴的」であるかどうかを示す指標になる。値が 1 に近く高いほどその文書に特徴的に使用される語であると言える。

### 2-2. 管理職及び教員へのインタビュー調査

テキスト分析において他の学校と比べて特に特徴的な基本方針を持つ学校を対象に、その独自性の生まれた背景及び基本方針の学校における運用と意義を調査するべく、電話及び対面による半構造化インタビューを実施した。

以下 3 項目を中心として、適宜回答に応じて質問を加えた。

- (1) 学校いじめ防止基本方針の作成背景・意図
- (2) 学校いじめ防止基本方針の運用方法について
- (3) 学校いじめ防止基本方針の意義について

## 3. 結果

### 3-1. 計量テキスト分析

公開されている 29 校の基本方針の内容について、小学校同士・中学校同士については数校を除いてほとんど同一の文章であり、若干の差が見られるのみだった。KH Coder を用いた対応分析および特徴語の抽出の結果は以下の通りである。

#### 3-1-1. 対応分析

小学校・中学校ごとに公開されている基本方針をテキストデータ化し、外部変数として各学校名を匿名化して入力し、対応分析を行った（図 1、2）。

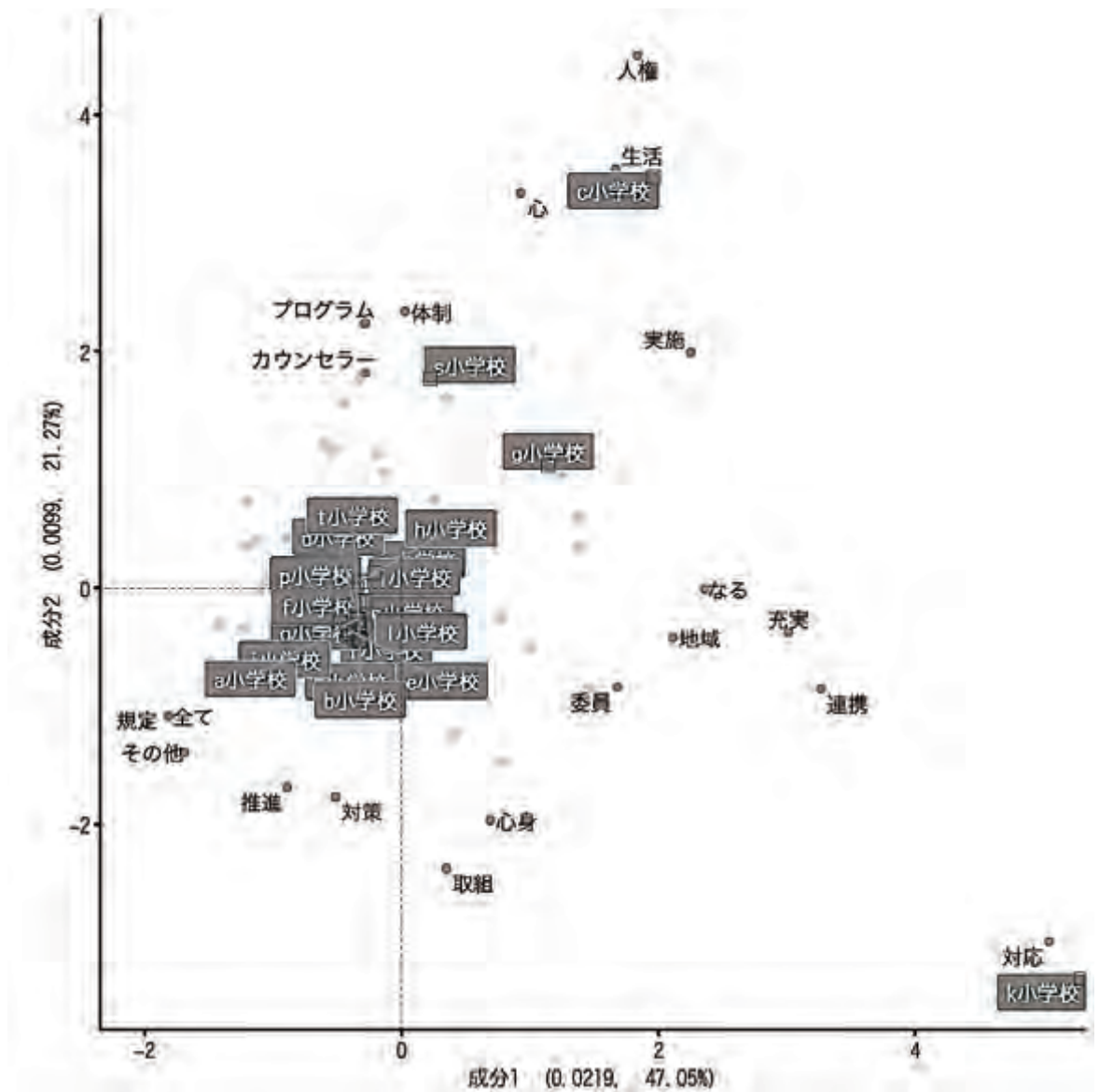


図1：小学校の対応分析

(分析にあたっては最小出現数 65、最小文書数 1、単位を文書とした。図には、差異が顕著な語上位 60 語をプロットし、ラベルは原点から離れた上位 20 語のみ表示した。)

## 学校いじめ防止基本方針の意義

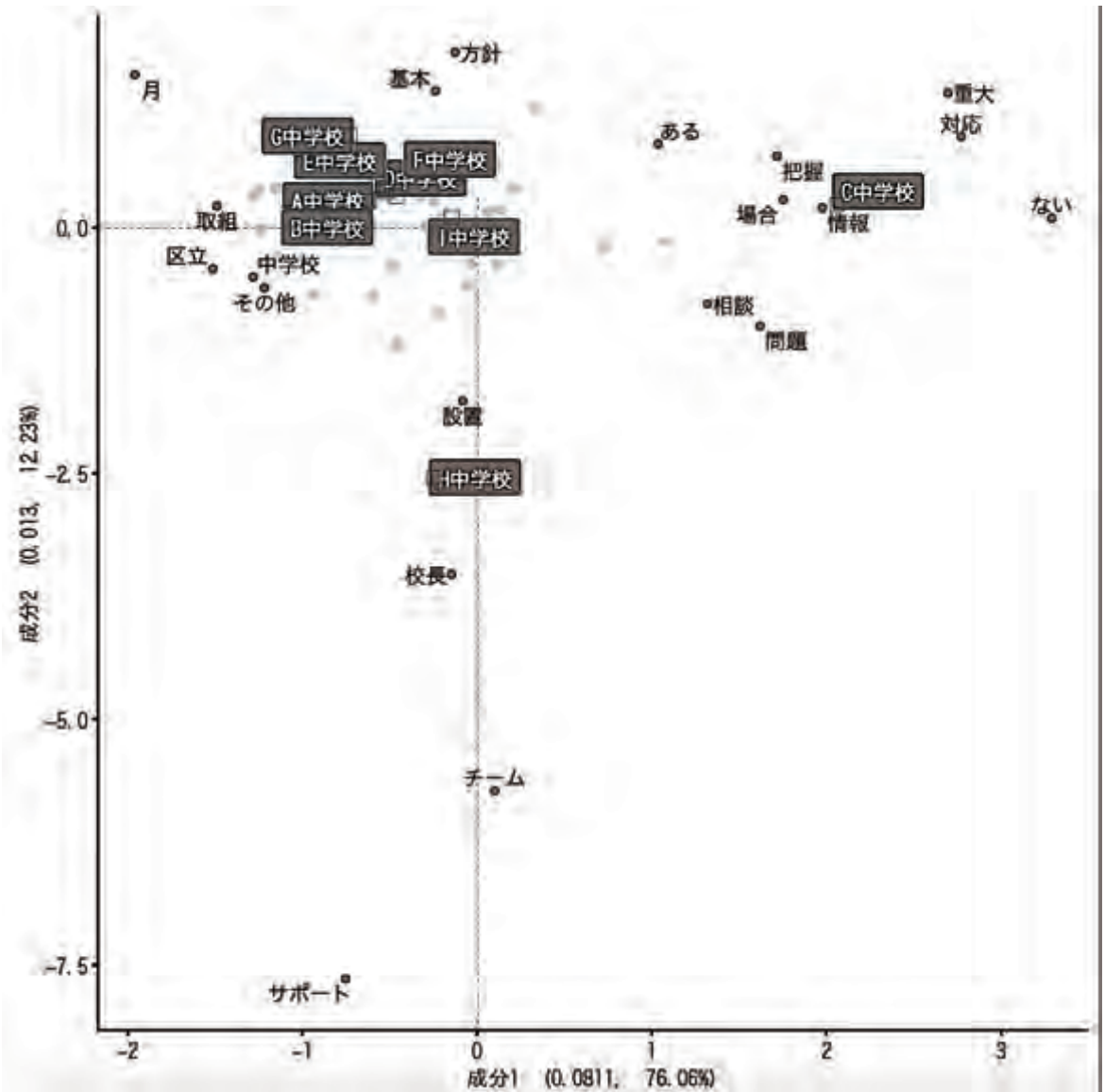


図2：中学校の対応分析

(分析にあたっては最小出現数 30、最小文書数 1、単位を文書とした。図には、差異が顕著な語上位 60 語をプロットし、ラベルは原点から離れた上位 20 語のみ表示した。)

小学校・中学校ともに多くの各基本方針が原点付近に集中しており、明らかに集中せずに他校と離れて位置しているのはc小学校、g小学校、k小学校、s小学校と、C中学校とH中学校の6校であった。

原点から離れて特徴的に見られる語としては、c小学校については「人権」「生活」「心」、g小学校については「実施」、k小学校については「対応」、s小学校については「体制」「プログラム」「カウンセラー」、H中学校については「校長」「チーム」「設置」「サポ

ート)、C 中学校については「情報」「場合」「対応」「把握」「ない」などが見られる。

その他の学校は図から明らかに原点付近に集中しており、あまり特徴的な語の使われ方が見られず、使われる語も多く共通していることが読み取れる。先にあげた 6 校以外は内容の類似性が高く、各校ごと

の特色が見えにくかった。

### 3-1-2. 特徴語の抽出

小学校、中学校ごとに各学校の特徴語を抽出した。結果を以下に示す。(表 1、表 2)

表 1：小学校の特徴語  
(数値は Jaccard 係数を使用)

a小学校		b小学校		c小学校		d小学校	
行う	.050	b	.061	集団	.071	d	.066
a	.050	防止	.051	構造	.053	対策	.050
防止	.049	対策	.049	人権	.047	行う	.049
対策	.047	推進	.046	幼児	.046	防止	.049
推進	.046	行う	.045	登校	.044	学校	.045
児童	.043	児童	.045	被害	.041	推進	.044
教育	.043	教育	.041	生活	.040	児童	.043
学校	.041	本校	.040	子供	.038	本校	.042
本校	.040	保護	.039	生徒	.038	情報	.041
保護	.039	学校	.039	見る	.037	措置	.039
e小学校		f小学校		g小学校		h小学校	
e	.064	f	.063	指導	.060	対策	.048
防止	.050	防止	.051	情報	.047	防止	.048
行う	.047	対策	.049	充実	.045	h	.047
対策	.047	推進	.046	実施	.041	行う	.043
推進	.047	行う	.046	地域	.036	推進	.042
本校	.044	教育	.043	方針	.036	学校	.040
児童	.044	本校	.041	g	.034	関係	.040
教育	.043	児童	.041	生活	.033	教育	.040
学校	.042	保護	.040	カウンセラー	.032	保護	.039
保護	.040	学校	.039	教員	.030	委員	.038
i小学校		j小学校		k小学校		l小学校	
i	.073	j	.083	対応	.086	l	.061
防止	.051	防止	.055	委員	.052	防止	.051
行う	.049	対策	.051	連携	.052	対策	.049
対策	.047	行う	.047	SC	.048	行う	.049
推進	.046	推進	.046	相談	.048	児童	.046
児童	.045	児童	.044	組織	.042	推進	.046
取組	.043	学校	.041	ケア	.039	学校	.041
活用	.043	教育	.041	集団	.039	関係	.041
学校	.041	X	.040	人間	.037	教育	.041
関係	.041	保護	.040	基づく	.035	本校	.040
m小学校		n小学校		o小学校		p小学校	
m	.069	n	.063	o	.064	防止	.050
本校	.055	防止	.050	防止	.051	p	.047
行う	.046	行う	.047	行う	.047	行う	.046
教職員	.042	対策	.047	対策	.047	児童	.044
教育	.042	児童	.045	推進	.047	対策	.042
児童	.041	本校	.044	児童	.044	保護	.041
保護	.041	推進	.043	教育	.043	教育	.040
取組	.040	教育	.043	学校	.042	推進	.039
措置	.040	学校	.042	本校	.041	係わる	.038
学校	.040	保護	.040	保護	.040	取組	.037
q小学校		r小学校		s小学校		t小学校	
q	.086	条	.123	取組み	.086	条	.114
防止	.051	r	.059	児童	.060	t	.054
対策	.047	防止	.053	努める	.054	防止	.049
推進	.047	行う	.048	活動	.052	対策	.047
行う	.046	対策	.046	行う	.048	推進	.044
児童	.044	推進	.043	教育	.046	関係	.042
教育	.041	保護	.042	s	.045	学校	.042
本校	.041	学校	.041	指導	.043	本校	.039
X	.041	教育	.040	学校	.042	教職員	.038
保護	.040	本校	.040	本校	.042	措置	.036

## 学校いじめ防止基本方針の意義

表 2:中学校の特徴語  
(数値は Jaccard 係数を使用)

A中学校		B中学校		C中学校		D中学校	
防止	.095	防止	.098	生徒	.154	防止	.092
対策	.088	対策	.089	対応	.101	対策	.089
推進	.079	推進	.085	情報	.085	推進	.085
行う	.076	行う	.072	委員	.075	行う	.072
教育	.058	B	.066	場合	.071	D	.068
関係	.058	事案	.062	行為	.054	教育	.059
事案	.055	学校	.060	問題	.054	関係	.059
活動	.055	教育	.059	発見	.049	事案	.056
指導	.052	関係	.059	本校	.047	学校	.056
活用	.049	活動	.055	把握	.046	活動	.056
E中学校		F中学校		G中学校		H中学校	
防止	.095	防止	.093	防止	.109	サポート	.101
対策	.093	対策	.083	G	.096	防止	.095
推進	.090	推進	.082	対策	.092	チーム	.090
行う	.072	行う	.074	推進	.084	対策	.086
E	.068	F	.062	基本	.080	行う	.086
教育	.059	活動	.059	中学校	.069	推進	.077
関係	.059	関係	.056	活動	.069	H	.072
事案	.056	指導	.056	方針	.066	教育	.071
学校	.056	事案	.053	学校	.066	保護	.064
活動	.056	活用	.047	区立	.063	関係	.063
I中学校							
防止	.085						
I	.083						
生徒	.074						
行う	.074						
対策	.067						
保護	.067						
関係	.066						
教育	.065						
受ける	.063						
指導	.060						

各学校の特徴語としては主に各学校の名前 (a、b、d など) の値が高く、そのほかに「防止」「対策」「推進」「児童」「教育」「行う」「学校」「本校」「保護」「X (学区名)」「取組」などが共通して抽出された。ほとんどの学校で記述がほぼ一致しており、各校ごとの特徴があまり見られないことがこの結果からも窺える。

対応分析で特徴的な記述が目立った c 小学校・g 小学校・k 小学校・s 小学校では、上記に挙げた語以外が他校に比べて多く抽出された。各学校の特徴語と

して、c 小学校では「集団」「構造」「人権」「幼児」、g 小学校では「指導」「情報」「充実」、k 小学校では「対応」「連携」「組織」「SC」「ケア」、s 小学校では「取り組み」「努める」などの語が、抽出されている。C 中学校では「生徒」「対応」「情報」「委員」「場合」、H 中学校では「サポート」「チーム」などの語が他にない特徴語として抽出された。

## 3-1-3. まとめ

各学校の基本方針は小学校同士・中学校同士では構

成から文章に至るまでほとんど同じ内容であった。そのことは対応分析・特徴語の抽出の結果からも読み取れる。

一方で、対応分析・特徴語の抽出から、特徴的な語の出現が見られる学校が6校(小学校4校、中学校2校)存在した。ただ、H中学校については重大事態発生時等に学校外の地域関係者などを巻き込んで設置する「学校サポートチーム」の設置要綱が参考資料として添付されており、「サポート」「チーム」などの語が突出して多くなっていたが、その参考資料以外の本文の内容についてはほとんど他の学校と同一であった。

そのH中学校を除く5校の基本方針は、実際に他校には無い記述が見られるだけでなく、文章の文体や項目立て、資料の挿入などの点についても他校にはない各校の工夫が確認でき、確かに基本方針の内容に学校独自の特色が見られることが確認できた。

### 3-2. 管理職及び教員へのインタビュー調査

以上にあげた学校間の内容の差異が生まれる背景・意図を知るべく、先に挙げた5校の各学校の管理職や生活指導担当者を対象として電話あるいは対面での構造化インタビュー調査を実施した。

インタビュー対象校・対象者・形式は表3に示す通りである。

表3：インタビュー対象

学校名	インタビュー対象	形式
k小学校	校長先生	電話での簡易インタビュー
g小学校	副校長先生	電話での簡易インタビュー
c小学校	校長先生 (c校長)	対面でのインタビュー
s小学校	校長先生 (s校長)	対面でのインタビュー
C中学校	校長先生 (C校長) 教員T (基本方針の原案作成者)	対面でのインタビュー

#### 3-2-1. 「実情に応じ」た基本方針が策定されているか

##### (1) 独自性が見られる背景

c小学校・k小学校・s小学校では作成時点(k小学校は平成25年、その他2校については作成年度も不明)から変更されておらず、人事異動で作成時点から教員が変わっているため、作成背景・意図については現在では不明との回答が得られた。g小学校については詳しい話を伺うことはできなかったが、他校の基

本方針と比べて丁寧・具体的な記述や分かりやすい図式化がされていることについて、「(作成した教員が)丁寧な男ですよ」と、副校長先生は作成者の性格に言及していた。

C中学校の基本方針は、現在のC校長(以下、C校長)が異動してきた際に、当時の基本方針の内容を問題視し、生活指導主任(以下、教員T)を中心として、元々の基本方針から作り変えられていた。

C校長「通り一辺倒」っていうのとあとは「実態を反映していない」というところがありまして、これを何とかしようという風に伝えたところが、生活指導主任が主になってご指摘があったような、他校とはちょっと違う形態の方針、文章になったという経緯があります。」

そのように「作り変えよう」と思いつき、またそこから独自の内容になった要因として、C中学校の教員はその「危機意識」の高さを述べていた。

C校長「何も無いところに起きてしまった時にその埋め合わせをするというのは本当に大変なんですよね。ということもあって割といろんなことに先回りをしてやろうという感覚を持つてる教員が、多い学校だなとは思いますが」

教員T「校長も荒れてる学校をずっと経験してきた、自分も荒れている学校を経験してきた、っていうのがやっぱり多いんですよ、うち。3人、5、6人いるんですよ。だから、即日対応しないと大変なことになるっていうのはもう身にしみて染み込んでいるんで、逆に解決しないと眠りにもつけないぐらいの危機意識を持つてる人達は多分X区の中でもうちは多い方じゃないかな。生活指導の早さとかそういうものは多分あの公立の中ではナンバーワンだと思います」

生活指導主任、C校長をはじめとして「危機意識」の強い教員が多い学校であり、いじめなど生活指導上の問題に対する即応性には自信を持っている様子であった。その危機意識の強さは教育委員会や「荒れ



## 学校いじめ防止基本方針の意義

ている”地域の学校での勤務経験が背景にあるという。そうした危機意識の強い教員が異動で入ったことにより、学校内でも意識の改革が起こり、教員全体の危機意識の強化につながり、そうした意識が他校とは異なる基本方針の作成につながっていた。

以上より、基本方針の内容は、作ったまま放置されている学校も多く、各学校の教員の意識に依存していることがわかった。

**(2) 基本方針の内容は「実情に応じ」ているのか**

以上に述べたように、インタビューした5校のうち3校については基本方針は作成当時のまま変わっておらず、その意図する内容は現在では分からなくなっており、「実情に応じ」た内容になっているとは考えにくい。

実際に、c小学校については、校長先生（以下、c校長とする。）へのインタビューから基本方針に記載の内容と実態とが必ずしも一致していないことがわかった。例えば以下の点などに相違が見られた。

- ・いじめに関するアンケートを毎月実施すると基本方針に記載があるが、(c校長曰く、「形式にこだわるより実効性を重視」し、) 実際には学期に2回程度実施している。

- ・いじめ防止に関するある取組について、現在とは実施形態や名前が変わっているが、基本方針には作成当時のままの名前で載っている。これらの現状を踏まえ、校長は作成当時のものから変えていく必要性があると認識していた。

c校長「明文化されていることってすごく大事だよね。」

(中略)

聞き手「形になるものがあるって初めて振り返ることもできると。」

c校長「し、変えることもできるしね。」

聞き手「そういう点ではこういうもの(執筆者注:基本方針)は更新していった方が」

c校長「いいってことだね。そろそろ2年目だけでもやんなきゃいけないなってのは。なぜかっていうと自分がやってきた形がだんだん出来上がってきているから変えなきゃいけないなって。」

また、s小学校については特に内容を更新する必要も感じていないようであった。

s小学校校長(以下、s校長とする。)  
「明文化しておくことは必要です。やっぱり。」

聞き手「そうなる明文化しておくという意味では更新する義務も生じてくると思うのですが、そうしたことは考えていない……現状のもので大丈夫ってことなのでしょうかね。」

s校長「そうですね(中略)方針ですからね。」

聞き手「そうですね。」

s校長「国の法律に則って作られている方針だから、その法律が変わらない以上は大きく変わることはないはずなんだよね。」

聞き手「なるほど。」

s校長「学校の現状によっては変えなきゃいけないところもあるかもしれないけど。」

聞き手「今後見直す予定などはありますか。」

s校長「それよりも、学校経営方針を見直す方ことの方が多いですね。」

聞き手「学校の方針としてはこれ(執筆者注:学校経営方針)が中心になっているということですね。」

s校長「はい。学校の経営方針ですからね。」

(中略)

聞き手「明文化するという意味では経営方針が大事で、そういう意味ではこれ(執筆者注:基本方針)は形式的なものになるのでしょうか。」

s校長「はい。申し訳ないんですけども(中略)法律ができて作りなさいっていわれて作ったものなので。」

ここでは、学校の実情を反映する点では基本方針よりも、s校長が毎年作成することになっている学校経営方針の方が重んじられていた。

一方、C中学校については、作り替えることによって学校の現状に合わせたことや、定期的に内容を改変していくことの必要性が基本方針の原案作成者である教員Tからも語られた。

教員T「(教筆者注:新たに作り替えた基本方針について)本校に見合ったものを策定したんですよね。で、これもその作ったから終わりじゃなくて毎年毎年教員も変わるし経営者も変わるし子供も変わるので、毎年見直しをして、今の現状に合っているかどうか、あるいは今年一年前いじめが0ってことは絶対はないので、そのいじめに対して対応してみて、こういう所もちょっと改善できたらいいんじゃないのかっていうことを、打ち合わせをして改訂していくっていうのが、まあ毎年の流れなんですわね。」

### 3-2-2. C中学校における基本方針の運用と意義

ではそのC中学校では基本方針はどのような形で運用され、学校においてどのような意義を持っているのか。インタビュー調査に基づく結果を以下に記述する。

インタビューでは、主として以下3つの点に基本方針の意義を求め、運用していることが述べられた。

- (1) 教員間の認識を統一し、「ぶれ」を防ぐ
- (2) 学校外部に対して対応を「見える化」し、学校外部への説明を容易にする
- (3) 生徒を不適切な対応から守る

#### (1) 教員間の認識を統一し、「ぶれ」を防ぐ

C中学校では基本方針は、いじめに関する研修会に用いられるほか、年度初めと年度末に見直しと共有がされる。年度末に生活指導部で一度内容が見直されたのち、年度初めには紙媒体で配布され、全教員に共有されることになる。また、いじめに関する研修会でも学校やX区のマニュアル、基本方針を確認する場面がある。これらのように学校の教員全体でいじめの対応の確認・共有する際に使用される。また、全員に配布される以上、個々の教員が対応を確認するために使用する可能性も考えられる。

ただし、実際のいじめの対応については書面上の確認で身につけるものであるとは考え難い。

C校長「当然のことながら年度始めには確認はします。ていうのは年度変われば人も変わりますので、あと今年度特に内容がね、まあ資料だけではあり

ますけども変わったということがあるので、さらには生活主任も変わりましたから、そういった意味では確認は、しました。これが頭の中に入っているかはどうか分かんないです。やっぱりそれを見ながらっていうことはあると思いますけど」

C校長「ベテランの教員もいれば、初めて教壇に立つ教員もいますので、そうすると初めて教壇に立つ教員は、自分の経験則でまあ少ない経験則で動くとかあるいは自分が生徒の立場だった時にどういう風に動いていた記憶があるかなってのので動かれちゃうと、後々になってね、その本人もガクときたりとか、周りもそれについてフォローしなきゃいけないっていうのがあるので、初めにまずこれを示して、というところですね」

教員T「会議の中でここ変わってるのとか、新しく来た先生には食事でもしながらとか、まああるいはお酒の席でも、こういうことだけはちゃんとやっていこうねっていう世間話から始まって共有していく形ですかね。んな一回読んで二回読んで頭に入るわけじゃないので。わかんなかったら戻る。ああこういう時どうすればいいんだかって立ち戻って、マニュアルなので。見てああこういう風に指導していけばいいんだなって、あとはわかんなかったら聞くっていうことで。」

教員T「まあでも実際起きないと、難しいと思うので。だから机上の空論を重ねるんじゃなくてあつて実践の中であの時こうした方が良かったよとか、そこでもっと早い段階で報告くれればこんなめんどくさいことになんなかったよね、って実際失敗するケースもあるので。だから一人でやるなっていうことをとにかく教え込んでいく」

聞き手「まずは一人でやるなということをお教え込んで、こう言ったことを内面化している人たちが実際に態度で見せていったり指導したりする中で、若手とかで基盤を作っていく。年度末には見直しをかけることで、一回文章化して整理をする」

教員T「で、4月の頭初にもう一回それを浸透させる」

## 学校いじめ防止基本方針の意義

**(2) 学校外部に対して対応を「見える化」し、学校外部への説明を容易にする**

また、教員が確認する目的以外に、ホームページ上で公開されることで教員以外の者に利用される場合もある。C 中学校では、実際にいじめが起きた際に、保護者から基本方針を見た上での問い合わせがあったという。

C 校長「昨年度も実は事案としては発生しています。2件。そのいじめられたとしている生徒の保護者はこれ（執筆注：基本方針）見えますので、ホームページにアップしてありますから。それを見てあの「ここはどうなってるんだ」とか「実際どんな話をしたのかとか」とかというところについて示せ、というような指摘もありましたね。それについては伝えられる範囲でももちろん伝えましたけれども。だからこれがなければ、「学校としてはもうどういうふう考えてるんだ」とかというところから保護者は聞いてきますけども、これがあるから「この通りやってるのか」とかというところで問い合わせをしてくるということですね」

聞き手「誰が読むことを想定して作られているって言うのはありますか」

C 校長「もちろん対象となる学校関係者ですよ、全ての。ですから、生徒、保護者、あるいは地域の皆さん、さらにはHPですから全世界ですよ、言ってしまうと」

C 校長「そもそもこれ自体が教員に特化して作ってるものじゃないので、誰が見てもということ」

教員 T「要は「見える化」じゃないですけど、そのマニュアルの「見える化」、実際に教員がやってくるの「見える化」、でその後の事後指導あるいは生徒の情報も「見える化」、もちろん話せる範囲・伝えられる範囲で保護者会等で通知をしていく、ということ子どもも保護者も安全安心が守られてる学校生活というのを送れるっていうのが大前提だと思うので、そういう部分でやっています」

ホームページ上で公開することにより、学校の考えや対応・体制を「見える化」することも基本方針の活用の一例である。対応を明文化して学校の内外に提示することの意義については以下の通り語っている。

C 校長「先ほどお伝えした通り、実際にことが起きてしまった時に、（執筆注：保護者から）これを見てどうなんだっていう指摘があったっていうところですね。「学校は何考えてるんだ」とかいう指摘ではなくて、「学校の考えはわかってる」と、で、「こう書いてあるけれども実際にどうだったんだ」とかという問い合わせ。だから当然一定の効果というか、はあると思います。ただこれがあるからといって「じゃあ何なの」とか言われてしまうと、それは我々の、これがあるっていうことだけで何かこうその上にあぐらをかいていると云うような状況は全くない。いうところですよ。だから絶えずこう中身を見たりとか、あるいは今こう、「えっそんなことが起きるの」とかいう世の中ですから、こちら側が盛り込んで想定していない、「こんなことないだろう」とか思って書かれていないようなことが起きてしまった時にはやっぱりそこは絶えずこう書き加えて行ったりとか、あるいはそぐわないものについては削っていくとかっていうことは、これが土台になって、絶えずこうやっていかなきゃいけないことだろうなどは思いますね」

教員 T「一つは、生徒の安全を守るため二つ目は、地域保護者への理解協力を求める為。3つ目は、教員がぶれないため。だと僕は思います。優先順位としては、子供の安心安全、最優先。それに対して、地域保護者、協力体制をするためのまあ「知らせる」という意味、だから地域保護者への理解ですよ。3つ目が教員の方針というか、うちの学校はこれをやんなきゃいけないんだよっていう目的っていうか目標っていうか、やる人やらない人が出ないようにとか、やる事案やらない事案が出ないようにっていうそのぶれないためのものじゃないかなっていう風には思いますね」

対応が明文化された基本方針を提示することで、いじめの対応について、学校の内部でも外部に対しても、認識を共通に揃えることができ、また外部に対して必要な説明の範囲を省略することもできると考えられる。

### (3) 生徒を不適切な対応から守る

以上に述べた提示により生じる効果は、生徒を不適切な対応から守ることもつながるといえる。基本方針の提示によって共通の認識を担保する以上は、基本方針の内容の正当性とその内容の実現が求められることになる。

教員T「(執筆注：基本方針が作成時点から変わっていない他校について)やりっぱなしでしょ、作りっぱなしになる。作りっぱなしだと、結局子供のニーズに応えられなかったり、結局だから反省ができてないから、次のステージに行けないですよ。うちも考え直しても外れちゃうこともあったし、うん。だからそれはもう、マニュアル通りにはいかないことも出てきますけど、あくまでこういう姿勢でっていう方針さえ崩さなければ、あとはもうどうにかなる」

C 校長「資料が古いとか、あるいは制度そのものが変わって、あの前のものが通用しなくなったのにそのままではそれは通らないわけで、そこはちゃんと修正していく、っていうところですよ。っていうところで、今年その更新したって言う。ちゃんとその更新についていつやったって言うの謳っとく、という」

聞き手「対応を変えるにしろ変わらないにしろ、それがどうして変わって良くて変えなくて良くてっていうことをきちんと確認しながらやっていく為にも、明文化された方針というものがあって然るべきということでしょうか」

C 校長「と思います。」

教員T「各学校で基本方針というものを必ず、マニュアルを作り、地域、生徒、保護者にも公開し、

かつ教員の中でそれを徹底する、だから誰がどうという窓口で、いじめの対応に出くわすかわからない中で、教員によっていじめに対応する仕方が違うのでは被害者が子どもになるので、それはまずい」

C 校長「いろいろな役割分担がね暗黙のうちに、あれは実際にはいちいちこう「あなたこうね」「あなたこうね」っていう風なことをやるっていうよりは、もう先生方の中でね自然にこうその分担が出来上がっちゃってる部分で私はあると思うんですね(中略)だからそれ(執筆注：基本方針)がなくてもある程度は出来るんですけども当然学校も人が変わるので」

聞き手「そうですね」

C 校長「やり方や考え方が変わっていくと前はこうだったっていう指摘をされた時にでもそれはその時は良かったかもしれないけども、実際はっていう、制度とか決まりごとに照らし合わせてね、それはどうなんだっていうところとか(中略)人によって変わるっていうことがあってはならないので、学校としてはこういう体制でやり方でやっていくんだってことを明文化しておくっていうのはすごく大事なことですよね」

ただし、実際に基本方針の内容を実現するにあたっては、書面通りの遵守を実行するというよりも、柔軟な考え方・方法でその内容を実現しているようである。

C 校長「うん、「ここに書いてあります」とかっていうことをこちらが言うことはないですね。保護者からはありますけど」

C 校長「逆にこう細かいことまで文章化してしまうと却ってこう首を絞めることにもなりかねない状況もありますので、もちろんきちんと決めることは決めますけども、ある程度こうなんですかね」

聞き手「柔軟性と言うか」

C 校長「そうですね」

## 学校いじめ防止基本方針の意義

以上の通り、C 中学校では、基本方針を学校内外の誰もが確認できるように提示することで、学校のいじめ対応の共通認識を学校内部でも、外部とも形成している。そうした共通認識を築くことは直接的には「教員間の認識のブレを防ぐ」、「学校外部への説明を容易にする」効果をもたらし、さらにまた間接的には方針の内容の正当性と実現を要求する動機付けとなり、「生徒を不適切な対応から守る」効果もあると教員は認識していた。

基本方針の意義については、他校の C 校長へのインタビューでも概ね同様のことが語られていた。ただ、いじめ事案が起こった際に基本方針が保護者からの問い合わせという形で利用された例がある点と、教員の危機意識に基づいて、教員の異動によって内容が独自性あるものに作り替えられた点が C 中学校については他校と異なっており、「実情に応じ」た内容に更新し、対外的にも示しておくことの必要性について他校以上に強く感じている様子だった。

## 4. 結論

### 4-1. 「実情に応じ」た基本方針が策定されているか

X 区立小中学校の場合、公開されている 29 校の基本方針のうち 24 校は文章がほとんど同一であり、各学校独自の記述や工夫はほぼ見られなかったが、それ以外の 5 校では、何かしら他校とは異なる内容が確認できた。ただし学校独自の内容を策定していた 5 校の基本方針についても、うち 3 校は作成時から内容が変更されておらず、必ずしも現在の「実情」を反映してはいないようであった。残る 2 校については、担当する教員や管理職の「丁寧な性格」や、「学校の実態や最新の情報を反映した内容であるべき」という意識に基づき、独自の基本方針が作成されていた。ここでは基本方針の内容は生活指導を担当する教員や管理職の意識や性格といった個人的な面に左右されていた。

少なくとも C 中学校については、「実情に応じ」た内容を策定することを教員が意識していたが、他の 28 校については、そもそも内容に他校との明確な差が見られない、実情に合わせて更新されていない、更新の必要性を感じていないなど、必ずしも基本方針

が学校の「実情に応じ」ているとは言い難い状況が明らかとなった。学校は対応を明文化することが大事であると語りながらも、学校独自に「実情に応じ」た内容を定めて学校の対応を自律的に規定しようとする積極的な姿勢は C 中学校以外には見られなかった。

### 4-2. 本研究の示唆

1-1.で述べたように、学校いじめ防止基本方針の策定は学校の裁量を制限し、中央からの管理を強化する側面がある。X 区内ではほとんど同一の内容が策定されていることから、X 区では学校の対応が少なくとも自治体単位で統一され、規格化されていると捉えることもできるだろう。

他方、独自の内容を策定している学校も少数存在し、C 中学校の 1 校に限れば、教員がその危機意識の高さによって方針を実態に合わせて自主的に見直し、学校内外に共有するために積極的に運用している姿も見られた。基本方針の策定自体は義務化されたものの、その運用は学校に委ねられており、学校によって基本方針に対する認識・姿勢は異なっているようであった。

基本方針を策定し、暗黙知を可視化することの重要性は学校も校内での共有や対外的に示すことができる点からも認めている一方、その内容を見直しながら学校の「実情に応じ」させていこうとする姿勢は必ずしも見られない。形式的にただ基本方針を策定するだけでは基本方針は中央からの管理、法による画一化という側面が強いのかかもしれないが、学校が自主的に内容を見直し、学校内部での議論の材料とし、また外部から理解を得る手段として、有効に活用していけば、学校の自律性を高めるために機能することも可能なのではないだろうか。

## 5. 結語

本事例では、学校いじめ防止基本方針が「学校の実情に応じ」た内容となっているとは言い難い現状が明らかとなった。学校の基本方針の内容については、国や教育委員会の方針を「参酌」しているかどうかと言った点での課題も見られるが、さらに「学校の実情に応じ」た内容を定めているかどうかといった点でも課題が残されているのではないだろうか。

学校側がその内容を独自に定め、それを発信していくことは、学校が自らの対応を自律的に規定し、見直し、対外的な理解を得ることで、自律的な学校経営を可能とすることにもつながり得る。

ただし本研究はあくまでも一区に限った事例からの考察であり、またインタビューについても主として管理職を対象としたため、他の一般的な教員についての調査は行っていない。「学校いじめ防止基本方針」に関する事例の調査研究はまだ少なく、今後さらにその実態が明らかにされることを期待したい。

## 註

<sup>1</sup> 日本教育新聞社 (2015) 「学校いじめ防止基本方針は99.2%が策定」『週刊教育資料』 no.1364、p.8-9

<sup>2</sup> 対応分析及び特徴語の析出についての詳細は樋口 (2003 ; 2019) を参照されたい。KHcoder の利用にあたっては樋口 (2020) も参照した。

## 参考文献

- 青木一、茜谷佳世子 (2014) 「教育課題への対応の法化現象—学校現場における「いじめ防止対策推進法」の取組の現状とその課題—」『学校教育研究』no.29、p.29-43
- 荒井英治郎 (2013) 「「いじめ防止対策基本法案」の背景と論点を探る」『教職研修』5月号、p.74-77
- 荒井英治郎 (2014) 「いじめ対策の政策過程—「通知」を通じた指導・助言から「法律」を通じたガバナンスへ—」『日本教育政策学会年報』no.21、p.65-94
- 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター (2017) 『「学校いじめ防止基本方針」がいじめの未然防止に果たす効果の検証：中学校区が共通に取り組む事例を中心に』、  
[https://nier.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=1687&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=211](https://nier.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1687&item_no=1&page_id=13&block_id=211) (アクセス日: 2020-08-07)
- 佐藤手織 (2017) 「いじめ防止対策推進法施行後の八

戸市の取組」『八戸工業大学紀要』 no.36、p.191-196

樋口耕一 (2003) 「コンピュータ・コーディングの実践：漱石「こころ」を用いたチュートリアル」『年報人間科学』 no.24、p.193-214

樋口耕一 (2019) 「計量テキスト分析における対応分析の活用—同時布置の仕組みと読み取り方を中心に—」『コンピュータ&エデュケーション』47巻、p.18-24

樋口耕一 (2020) 『社会調査のための計量テキスト分析：内容分析の継承と発展を目指して：KH Coder official book』、ナカニシヤ出版

文部科学省 (2013) 「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)

吉田浩之 (2015a) 「いじめ防止基本方針に基づく学校チェックリストの作成」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』 no.22、2015p.19-36

吉田浩之 (2015b) 「学校いじめ防止基本方針の策定状況と課題：沖縄県高等学校の現状」『琉球大学教育学部紀要』 no.87、p.247-256

吉田浩之 (2016) 「沖縄県中学校の学校いじめ防止基本方針の策定状況と課題」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』 no.23、p.253-262

吉田浩之 (2017) 「前橋市小中学校の学校いじめ防止基本方針の策定状況と課題」『群馬大学教育実践研究』 no.34、p.227-241